

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 大阪管区気象台長 東田 進也（以下「発注者」という。）は、
〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「受注者」という。）と、徳島地方気象
台他 1 施設で使用する電気の需給について下記条項により契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第 1 条 発注者及び受注者は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第 2 条 受注者は、仕様書に基づき業務を行うものとする。

（需要場所及び期間）

第 3 条 受注者が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場 所 徳島地方気象台 徳島県徳島市大和町 2－3－36

室戸岬特別地域気象観測所 高知県室戸市室戸岬町 4017

期 間 令和 8 年 5 月検針日から令和 9 年 5 月検針日の前日まで

（契約金額）

第 4 条 契約金額は次のとおりとし、消費税及び地方消費税額を含むものとする。

（1）低圧電力

基本料金単価 〇〇〇〇〇円／キロワット・月

電力量料金単価

夏季 〇〇〇〇〇円／キロワット時

その他季 〇〇〇〇〇円／キロワット時

（2）従量電灯 B

基本料金単価 〇〇〇〇〇円／kVA・月

電力量料金単価

最初の〇〇〇キロワット時まで 〇〇〇〇〇円／キロワット時

〇〇キロワット時を超え〇〇キロワット時まで 〇〇〇〇〇円／キロワット時

〇〇キロワット時超 〇〇〇〇〇円／キロワット時

夏季とは、7 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

その他季とは、5 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 10 月 1 日から 4 月 30 日まで

とする。

- 2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。
- 3 受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、受注者の定める「電気需給約款」による。

（契約保証金）

第5条 発注者は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の禁止）

第6条 受注者は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

（権利義務の譲渡等）

- 第7条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（使用電力量の増減）

第8条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第9条 仕様書に記載された電力とする。

（検針及び検査）

- 第10条 受注者は、毎月使用電力量を算定し発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。
- 2 検針日は受注者の定める日とする。

(料金の算定)

第 1 1 条 料金の算定は 1 月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第 1 2 条 受注者は、第 1 0 条第 1 項に定めた検査終了後、当該月における使用電力量に第 4 条第 1 項に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額（ただし、燃料費等調整額、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を加えた額又は差引した額とする。）と契約電力に第 4 条第 1 項で定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額（ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増して得た額とする。）を合計した額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた金額とする。）を 1 月毎に発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な請求書を受領した日から 3 0 日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

- 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、受注者が定める電気供給条件（低圧）による。
- 3 燃料費等調整額は、受注者が公表している約款により算定する。ただし当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気特定小売供給約款による燃料費等調整額を上回らないこと。

(支払遅延利息)

第 1 3 条 発注者は、第 1 2 条の約定期間内に契約金額を受注者に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等発注者の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(契約の解除)

第 1 4 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 正当な事由により解約を申し出たとき。

三 本契約の履行に関し、受注者又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。

四 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて発注者等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

（再受任者等に関する契約解除）

第15条 受注者は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに受注者、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第14条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者又は再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若し

くは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第16条 天災その他不可抗力の原因又は第14条第1項第2号の規定によらないで受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第4条第1項に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、年間の予定使用電力量に第4条第1項に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額から第4条第2項で定める消費税及び地方消費税額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた金額とする。）を減じた額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したと

きは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 3 受注者が前二項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第17条 発注者は、第14条第2項、第3項又は第15条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第14条第2項、第3項又は第15条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 受注者は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保全)

第19条 受注者は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第20条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名捺印の上各自1通を
保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号
支出負担行為担当官
大阪管区気象台長 東田 進也 印

受注者 ○○県○○市○-○-○
株式会社○○○○
代表取締役 ○○○○ 印